

過払金返還請求に関する考察

弁護士 茶木 真理子

1 はじめに

現在多くの貸金業者が、利息制限法1条が定める利息を超える高利な利息をもって債務者に金銭を貸し付けている。同条によれば制限利息を超える利息は無効とされるが、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）5条によって、刑事処罰の対象となる利率が利息制限法とは異なるため、貸金業者は罰則を課されない範囲で債務者から利息を徴収しているのである。例えば50万円の貸付を受けた場合、利息制限法によれば上限利率は年18%となるが、出資法によれば年29.2%まで許されることになり、約10%（この例で言えば年5万円）もの差が生じる。この差が多重債務を抱える者にとってはかなりの負担となるのであって、貸金業者による高金利の貸付が多重債務問題を深刻化させていることは明らかなのである。

しかし、弁護士が債務整理として介入した場合や、裁判所における特定調停手続等の場合には、利息制限法を超過する利息の元本への充当計算（いわゆる引き直し計算）が行われる。その根拠は、最高裁が、利息制限法の制限を超える利息が支払われた場合、その超過部分は民法491条（法定充当）により、残存する元本に充当されるとし（最判昭和39年11月18日民集18巻9号1868頁）、さらに、充当により元本が完済となったときは、その後に支払った金額は、不当利得（民法705条）として返還請求できる（最判昭和43年11月13日民集22巻12号2526頁等）としたところにある。貸金業者との取引期間が長期間に及ぶ場合には通常貸金業者に対する利息の支払いも多くなるから、上記判例理論に従い引き直し計算を行うと、貸金業者の主張する元本を完済したうえ、債務者が貸金業者に対し債務を負うのではなく、逆に不当利得返還請求権（過払金返還請求権）を取得し、金員の返還を受けることができるのである。

ただ、発生した過払金の返還を実際に受けようと思えば、様々な法律問題が発生し、それに関し貸金業者からの抵抗にも遭うことが多く、容易に返還を受けられる場合ばかりではない。貸金業者間で債務者に対する貸金債権が譲渡されたり、または、営業譲渡が行われそれに伴って貸金債権も譲渡されるということはよくあることだが、今回はこの貸金業者間で債務者に対する債権が債権譲渡がなされた後、過払金の返還を受けようとする場合に発生する法律問題について、検討

してみることにする。

2 債権譲渡がなされた場合

(1) まず、債権譲渡時において利息制限法による引き直し計算をしてもなお譲渡会社に債務が残る場合について検討する（なお、貸金業規制法43条の「みなし弁済」は成立しないものとして考える。以下同じ。）。この場合は、まさにその残債務額が譲受会社に譲渡されたことになる。したがって、その残債務額を基準として譲受会社との取引をさらに計算し最終的に過払金が発生すれば、譲受会社に対してその返還を求めることになるであろう。つまり、債権譲渡時に債務が存在する場合には、譲渡会社、譲受会社双方の取引を通算計算し、発生した過払金を譲受会社に請求することになる。この場合は、譲受会社のみを相手にすればよく、複雑な法律関係は特段発生しない。

(2) 他方、債権譲渡の際に既に譲渡会社に対し過払金が発生している場合には、譲受会社が譲り受ける債権は、貸金業者間では対価を払って取引されているにもかかわらず、実際は存在していないことになる。よって、債権譲渡時以降の譲受会社との取引のみを別途計算して過払金が発生すれば、その返還を譲受会社に対し求めることになると思う。

では、譲渡会社に対し発生している過払金をも、譲受会社に対し返還請求することは可能であろうか。譲渡会社にしか請求できないとすれば、(1)の場合と異なり債権譲渡時で過払金返還請求権が譲渡会社、譲受会社に分断される結果となり、債務者が返還を求めるにしても両者を相手にしなければならないなど極めて煩雑となる。

この点債権譲渡契約は、債務の移転も含む契約上の地位の移転とは異なるから、直ちに債務の引受までを伴うものではない。債務引受が行われたといえるためには、当事者間で別途その契約が必要である。よって、譲渡会社に対して発生している過払金返還請求権は、譲渡会社に対し返還請求するのが原則となる。

(3) このような原則に従った場合、手続が煩雑となる他に、特に譲渡会社が営業譲渡後、破産、会社更生等の法的整理手続をとった場合、その回収が困難になることが想定される。すなわち、過払金返還請求権は破産法15条の「破産宣告前ノ原因ニ基キテ生シタル財産上ノ請求権」であるから、破産債権となるところ、破産債権は、破産手続によらず行使できる別除権や財団債権

と異なり、原則債権届出期間内に届出をしなければ債権が確定せず（破産法228条1項）、配当を受けることができないまま会社は解散してしまう。また、会社更生手続の場合は会社は存続するものの、更生計画に定められた権利及び特に法律で定められている権利以外は更生計画の認可決定があった時に失権効が働き、譲渡会社は免責される（会社更生法204条1項）。そして、更生計画に定められた権利といえるためには、やはり原則届出期間内の届出が必要である（同法138条）。

しかし、貸金業者との取引期間中に過払金が発生していることを把握している債務者は皆無といってもよいから、債務者による届出を期待することはできない。このように債務者による届出を要求することは酷である一方、貸金業者は過払金の存在を把握しながらそれを債務者に知らせることは一切なく、手続保障の機会を奪っているから、貸金業者に免責を認めるのは公平ではない。この問題については、会社更生を申し立てた(株)ライフについて、形式的に法律をあてはめ失権効により債務者の過払金返還請求権を排除する判決がある一方（札幌地判平成14年6月13日等）、上記のような実質的な配慮を働かせ失権効を認めなかった判決もある（浜松簡判平成14年2月21日消費者法ニュース51巻113頁）。

なお、アエル(株)、(株)ナイスといった貸金業者も平成15年11月に会社更生を申し立てたが、これらの会社に対する過払金返還請求権については更生債権から除外することを裁判所が許可した。これは、過払金返還請求権を、更生手続開始決定後も随時弁済を受けることができる、共益債権（会社更生法127条）として扱うものと評価されている（消費者問題ニュース98号9頁）。したがって、アエル(株)等に対しては更生手続中であっても、貸金業者に対し過払金返還請求訴訟を提起し、強制執行により回収を図ることが可能となり、債務者にとって有利な取扱いといえよう。ただ、更生会社に対する債権が更生債権かそれ以外の債権かは裁判所の判断によって決まる事柄ではなく、債権それ自体の性格によって自動的に決まる事柄であるから、裁判所によるこの取扱いが将来的に問題にされるのではないかという指摘もある（同9頁）。

- (4) 以上のように債務者にとって有利な判決や例外的な取扱いはあるものの、債務者にとって譲

渡会社に対する権利行使が制限される可能性がある以上、債権譲渡がなされたとしても譲受会社に対し全ての過払金を返還しうる法的根拠を考える必要がある。

まず、営業譲渡が行われ譲受会社が譲渡会社の商号を続用しているという特別の事情がある場合には、商法26条1項により、譲受会社に対し譲渡会社に対する過払金返還請求権も行使しうる。他にも、上記条項の趣旨が及びうる事情がある場合には、この規定の類推適用を検討できる場合もあろう。

また、過払金が発生しているにもかかわらず、それを債務者に一切知らせることなく債権譲渡を行い債務者の過払金返還請求権の行使の機会を一方的に奪ったとして、債権譲渡行為を譲渡会社、譲受会社の共同不法行為と捉え、譲受会社に過払金相当額の損害賠償請求をすることも考えられる。

他には、譲受会社がみなし弁済（貸金業規制法43条）の主張をして引き直し計算前の譲受債権を請求している場合に、譲渡会社の債務を引き受けないという主張は信義則上制限されると解すべきとする見解もある（全国クレジット・サラ金問題対策協議会「最新 過払い金返還請求の実務」205頁）。

3 債権譲渡に際し異議なき承諾がなされた場合

債権譲渡がなされた際に、引き直し計算によって残債務が消滅していても、そもそも債務消滅を前提にして、譲受会社に対して過払金の返還を請求できるかどうかの問題となる場合がある。というのも、貸金業者は債権譲渡の際に、債務者に特段の説明をすることなく、債権譲渡に異議なく承諾すると書面を債務者から徴収していることが多く、その場合貸金の消滅といった抗弁を譲受会社に対抗できるかが、民法468条1項との関係で問題となるのである。仮に、対抗できないとなれば、債務者は引き直し計算前の債権があることを承認せざるを得ないことになる。

民法468条1項の趣旨は、本来債権は同一性を有したままで移転するのが建前であり、債務者が譲渡人に対して主張しえたはずの抗弁は譲受人に対しても主張しうべきものであるが、その抗弁のないかの如き外観を呈した場合には譲受人を保護するという点にある（西村信雄編「注釈民法（11）」386頁）。したがって、そもそも保護に値しない譲受人に対しては、承諾があったとしても抗弁の対抗を認めるべきである。貸金業者にとって債権譲渡時に

過払金が発生しているか否かは容易に把握できるのであって、むしろ把握したうえでこれを放棄させるべく承諾書面を徴収するのであるから、かかる貸金業者を保護すべき要請は低い。また、利息制限法は強行法規であってこれを超える利息は無効であるから、私人が自由にこれを確保できる場合を作るべきではない。よって、債務者は債権譲渡について異議を留めず承諾をしたとしても、譲受会社に債権消滅等を対抗できると解すべきである。同旨の判決として、名古屋地判昭和47年7月22日判例時報681号66頁、加古川簡判平成14年4月9日消費者法ニュース52号93頁がある。

4 結語

冒頭でも少し触れたが、取引期間が長期間に及ぶ場合その大半に過払金が発生し、それが100万円を超えるケースも稀ではない。多重債務者が債務整理手続等を行う場合、この過払金を取り戻すことができれば、他の債権者に対する返済原資とすることが可能となり、債務者の早期の経済的更生に資することとなる。他方、貸金業者に対しては不当利得をはき出させることになり、ひいては高金利を徴収する貸金業者の撲滅にもつながる。過払金返還に関する法律問題が生じた場合には、これらの観点に加え、現在の多重債務者の実情や貸金業者の営業実態等を踏まえて解釈していくことが必要であろう。

O I K E
L A W
O F F I C E

